

ブラウンスイス種・エアシャー種及び ガーンジー種等登録規程

制定 昭23. 8. 1

改正 昭32. 4. 1 平14. 4. 1

平18. 7. 10

第1条 ブラウンスイス種、エアシャー種及びガーンジー種牛その他の登録はホルスタイン種牛登録規程を準用して行う。

第2条 この規程を実施するため、登録取扱手続きを別に定める。

付 則

この規程は平成18年7月10日から施行する。